

議員提出議案第4号

生活介護事業所の報酬改定の見直しを求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月21日

提出者 西東京市議会議員 後藤 ゆう子

賛成者 西東京市議会議員 下田 純一

西東京市議会議員 大竹 あつ子

西東京市議会議員 納田 さおり

西東京市議会議員 田村 ひろゆき

西東京市議会議員 長井 秀和

生活介護事業所の報酬改定の見直しを求める意見書

令和6年2月6日、厚生労働省により「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」が示された。現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げのほか、地域生活支援拠点等の機能の充実、強度行動障害を有する障害者の受入体制強化などがうたわれており、処遇改善以外の改定事項は4月1日施行とされている。

改定に対し、障害者の日中活動を支える生活介護事業所などからは、事業継続が困難になるとの理由で見直しを求める声が寄せられている。

現在、生活介護の事業所に対しては営業時間に応じた報酬が支払われているが、改定案では、より実態に即した報酬とするため、利用者がサービスを受けた時間に応じて支払うこととされた。しかし、日によって体調に差がある、車椅子に長く座っているのが難しいなど、障害上の特性から利用時間が短い利用者も多く、事業所によっては大幅な減収となることが予想される。

医療的ケアが必要な方や盲ろう者等には、個別支援計画に定めた支援時間により算定するなど一定の配慮がなされるとのことだが、知的障害者、精神障害者、重度身体障害者の中にも個別の配慮を要する方は多い。

物価高騰による固定経費の増加と、慢性的な人手不足の続く障害福祉サービス事業所にとって、報酬改定による減収は、事業所の存続を左右する死活問題となりかねない。事業所存続の危機はすなわち、利用者とその家族の日々の暮らしを揺るがす危機そのものである。

よって西東京市議会は、生活介護事業所における報酬改定の見直しを、国に対し求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月26日

西東京市議会議長 酒 井 ごう一郎

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣